

[園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会]

第9回住民・福祉・保健衛生・環境小委員会

平成16年10月28日(木)

園部国際交流会館3階第2・3会議室

[出席者] 箱田委員・中川(幸)委員・井尻委員・古屋委員・

上野委員・谷委員・湯浅委員・吉田(紀)委員・中西委員

栃下住民部会長・山内保健福祉部会長・大野班長・吉田

[欠席者] 中川(圭)委員・中川(晃)委員 [傍聴者] 1名

1. 開 会 (1時30分)

2. 議 題

(1) 協議第1号 19-12 保育所の取扱い(その3)(未協議事項)[事務局より説明]

1. 保育所数

《主な意見》・現在、保護者と話し合いをしているが、色々な面で課題が多くあり、結論が見出せない状況の中であるので、調整結果の「速やかに」という文言については、一考願いたい。

《主な意見》・少子化が進む中、今後、保育所のサービス低下しないことが重要であり、また、先程の出された町のことも理解出来るので、「速やかに」を省いても良いと思う。財政的なこともあるが、少子化対策として、保育所の充実を図っていただくようにしてほしい。

《主な意見》・立地条件等課題があり、保育所数があると思う。他の町も全体的に園児数も考慮し、保育所数の見直しが必要だと思われるが、幹事会等でその話が出ていたのか。

《事務局》・合併までに整理することは難しいこともあり、現行のまま新市に移行とした。園児数等から考え、現行のまま同じ水準で各保育所を続けることは、難しいこともあり、全体バランスの見直しは必要である。また、幼保一元化のこともあり、速やかに話しをしていこうということである。

《主な意見》・幼保一元化を進める上でも検討が必要ということである。地域が広い状況の中で、保育所や学校は地域の拠点シンボリックなこともあり、難しいこともあるが、保護者ニーズが大切であり、小人数の良さもあるであろうが、大勢の中で子どもがもまれることが、発達の上でも大切であり、充実した保育を望む声がある。

《主な意見》・調整結果の「幼稚園との関連」の後に「(幼保一元化)」を入れた方が分かりやすいと思う。

《委員長》・調整結果の文言中から「速やかに」を省いてもよいか。また、「幼稚園と

の関連」の後に「(幼保一元化)」を入れてもよいか。

《委員》・異議なし

2. 保育料

《主な意見》・参考資料を作成いただいているのを見る上で、国基準を参考にしていくが、国基準額までは徴収しないであろうし、出されている調整結果は、階層別に計上され無難なところだと思う。経営上や幼保一元化の課題もあるが、保育料を上げるわけにもいかないのだろうが、保育料を上げずにやっていけるのかとも思う。幹事会等で意見があったか。

《事務局》・子育ての中心的な施策であり、額の高い方に合わせるのではなく、額の低い方を基本に考えた。保育料収入が現行より減額となり、その分は単費対応しなければならなくなる。一元化する中で、一部極端に保育料が上がってしまうところがあるが、激変緩和対応する方向で考えている。

3. 延長保育（延長保育料）

《主な意見》・延長保育時間との係りから、調整結果において分かりやすい記載をすることが望ましい。

《委員長》・調整結果の文言において、「延長保育時間の内」を加えてもよいか。

《委員》・異議なし

4. 一時保育

《主な意見》・要件を家庭における保育が一時的に困難なものとするが、基準はどうなっているのか。解釈の仕方により、違いが生じたりしてしまうことがあるので、しっかり基準を定めることが大切である。

《事務局》・基準は、各町色々である。緊急な用事やレジャー等において対応されているところもある。基準については、どこまで対応するか統一する。

5. 通園バス

6. 幼保一元化

《主な意見》・八木町が実施されている内容を教えていただきたい。

《事務局》・八木町では、1つの敷地内に幼稚園と保育所が隣接されている。指導者は、保育士と幼稚園教諭免許の両方を持っている者が対応している。園部町では、幼稚園と保育所運営の一元化について答申が出されている。新市において、就学前教育をどう進めていくかを踏まえ、幼保一元化を考える必要がある。

《主な意見》・短時部（幼稚園）と長時部（保育所）がある。午前中は、同じ年齢の子どもが、同じカリキュラムで過ごし、午後は、長時部は午睡後降園している。

《主な意見》・幼稚園と保育所が同じカリキュラムを受けているということなのか。

《主な意見》・午前中は、短時部と長時部が同じカリキュラムを受けている。

《主な意見》・幼稚園と保育所では、国においても所管する省庁が違ふし、町においても担当部署が異なる。教育小委員会と一緒に考えていくことになるのか。

《事務局》・教育部会と住民部会で協議を行った。幼保一元化に向けた検討が今後必要ということで話し合った。現状では関係省庁が違い、制度が異なるが、住民部会での方向性を出した。

《主な意見》・就学前教育の機会均等を図り充実するという観点から、幼保一元化について検討が必要だと思う。

《主な意見》・保育所でも幼稚園と同じカリキュラムが受けられるのであればよいが、幼稚園がないところは、幼稚園があるところまで、通わせなければならないことになるのでは困る。

《主な意見》・調整結果に、「現保育所施設を活用し」とあるので、遠方まで通うことにはならないと思う。

《主な意見》・この小委員会での幼保一元化の協議結果を出せばよいが、協議会に諮るまでに、教育小委員会との検討調整はどのようになるのか。

《事務局》・教育部会と住民部会の両部会における検討は、既に行っている。協議会に諮る時は、両小委員会それぞれの立場で協議願った結果を同時に提案したいと考えている。

《主な意見》・所管省庁の違いから、法律的にも幼保一元化体制がどのように出来るか確認をしておいていただきたい。

《主な意見》・「就学前教育の充実」ということを調整結果に入れたらどうか。

《事務局》・「現保育所施設を活用し、」後の文言を「就学前教育の充実を図る上でも、幼保一元化を実現する方向で、合併後に検討する。」に修正したい。

《委員長》・事務局提案のとおり文言修正してもよいか。

《委員》・異議なし

《委員長》・協議第1号 協議項目19-12 保育所の取扱い（その3）において質疑を終結し、この小委員会において、事務局提案のとおり決定することに異議はないか。

《委員》*異議なし*

小委員会決定 協議第1号 協議項目19-12 保育所の取扱い（その3）

(2) 協議第2号 19-12 保育所の取扱い（その2）（継続協議）（未協議事項）

[事務局より説明]

1. 保育時間
2. 延長保育（実施箇所数、時間、職員体制、利用者数）
3. 乳幼児保育

《主な意見》・「0歳児については、地域の状況に配慮しつつ、施設を限定して実施する。」とあるが、現況から施設数減になることはないか。

《事務局》・現在、施設を限定してされている町がある。0歳児の入所希望等状況に応じて、施設を限定して実施することになる。

《委員長》・協議第2号 協議項目19-12 保育所の取扱い(その2)(継続協議)において質疑を終結し、この小委員会において、事務局提案のとおり決定することに異議はないか。

《委員》*異議なし*

小委員会決定 協議第2号 協議項目19-12 保育所の取扱い(その2)(継続協議)

(3) 協議第3号 15-3 公共的団体等の取扱いに関する事(その1)

[事務局より説明]

1. 各町共通団体

2. 各町独自団体

質疑なし

《委員長》・協議第3号 協議項目15-3 公共的団体等の取扱いに関する事(その1)の質疑を終結し、この小委員会において、事務局提案のとおり決定することに異議はないか。

《委員》*異議なし*

小委員会決定 協議第3号 協議項目15-3 公共的団体等の取扱いに関する事(その1)

(4) 協議第4号 16-3 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事

(その1)

[事務局より説明]

1. 負担金

2. 補助金

質疑なし

《委員長》・協議第4号 協議項目16-3 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事(その1)の質疑を終結し、この小委員会において、事務局提案のとおり決定することに異議はないか。

《委員》*異議なし*

小委員会決定 協議第4号 協議項目16-3 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事(その1)

(5) 協議第5号 19-11 国民健康保険の取扱い(その2)

[事務局より説明]

1. 概要

《主な意見》・財政状況のところで、「所要の経費相当額を繰り入れる。」とあるのと、基金のところで、「必要な額を確保する。」とあるのは、具体的にどういうことか説明願う。

《事務局》・一般会計からの繰入金は、何種類かある。軽減をしている部分は、国庫

や府から補助金が入ってくるので、繰り入れる。出産一時金は、支出の2/3を一般会計から繰り入れる。財政安定化支援事業で、交付税措置をされるものが国保にあるので、繰り入れることになっている。

財政調整基金は、一定基金の確保が必要であり、1年間の保険給付費の3年間平均の25%程度は、基金として保有することが望ましいことになっている。その分は、最低確保するということである。

《主な意見》・基金保有額に差があるがどうなるのか。

《事務局》・基金に差があるが、各町最低額は確保し、持ち寄るということになる。

2. 国民健康保険税

《主な意見》・税率を4方式から3方式に変更する理由は何か。

《事務局》・現在、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式であるが、資産割を無くし、3方式とする。市では、3方式をとっているところが多い。資産があっても、所得に反映されていないことがある。また固定資産税を徴収しているのに、何重にも払っているとの声も聞かれる。これらのことから、資産割部分を収入確保出来る所得割で徴収する方が良いと考えた。

《主な意見》・税率の一元化については、どのような調整がされるか。

《事務局》・国保会計は、独立採算的要素が強いので、これまで各町住民負担の軽減のため据え置かれているが、合併に係らず税率の見直しが必要である時期となっている。医療費の動向を見ながら、毎年見直すことが原則と考えている。資産割を無くすと、現状を維持するためには、7～8%にしないといけない。基金との関係もあるので、上げ幅については、検討が必要である。運営協議会で諮ることになる。

《主な意見》・減免規定が難しいのではないか。

《事務局》・条例が設けられているが、適用がほとんど無い状況である。内容判定が難しいこともあり、審査会を設置し、判定機関を設けたいと考えている。

3. 保険給付（平成14年度）

《委員長》・協議第5号 協議項目19-11 国民健康保険の取扱い（その2）の質疑を終結し、この小委員会において、事務局提案のとおり決定することに異議はないか。

《委員》*異議なし*

小委員会決定 協議第5号 協議項目19-11 国民健康保険の取扱い（その2）

(6) 協議第6号 21-3-① 戸籍住民登録事務の取扱い（その4）

[事務局より説明]

1. 窓口対応の方法

《主な意見》・総合支所を前提としているのか。

《事務局》・総合支所を前提に結果を求めている。

《主な意見》・延長日の業務内容は何か。

《事務局》・業務内容の詳細は、検討できていないが、基本的に現在行っている戸籍関係事務を行うことになる。

《委員長》・協議第6号 協議項目21-3-① 戸籍住民登録事務の取扱い（その4）の質疑を終結し、この小委員会において、事務局提案のとおり決定することに異議はないか。

《委員》*異議なし*

小委員会決定 協議第6号 協議項目21-3-① 戸籍住民登録事務の取扱い
(その4)

(7) 協議第7号 21-3-② 単独事業等の取扱い（その2） [事務局より説明]

各種社会福祉事業等の取扱い

1. 民生福祉関係（その他民生安定事業）
2. 高齢者福祉関係（その他高齢者福祉関係事業）

質疑なし

《委員長》・協議第7号 協議項目21-3-② 単独事業等の取扱い（その2）の質疑を終結し、この小委員会において、事務局提案のとおり決定することに異議はないか。

《委員》*異議なし*

小委員会決定 協議第7号 協議項目21-3-② 単独事業等の取扱い（その2）

(8) その他

特になし

3. 今後の予定について

《事務局》・第10回住民・福祉・保健衛生・環境小委員会は、平成16年11月15日（月）午後1時30分から、園部町役場2号棟301会議室での開催を予定している。

《委員》*異議なし*

4. その他

特になし

5. 閉 会 （4時40分）

《副委員長》・協議会も大詰めとなってきました。新しい市に向けてご理解いただき、出来るだけサービスを落とさないよう、ゆるやかな合併ということで、ご審議いただき小委員会もスムーズに調整願えている。今後もよろしくお願ひしたい。